

## 平成23年度国民健康保険税の納税通知書をお届けします

### ■国民健康保険制度

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者が国民健康保険税を出し合って医療費などに充てる「助け合いの制度」です。美郷町に住所のある方で、社会保険など他の医療保険に加入していない方は、すべて国民健康保険に加入することになります。

### ■国民健康保険税

国民健康保険税は、世帯内で国民健康保険に加入している方の昨年中の所得額などに基づいて計算され、世帯単位で課税されます。4月から翌年の3月分までを年間の保険税として計算します。世帯ごとに加入するため、世帯のどなたかが国民健康保険に加入していれば、世帯主の方が加入していない場合でも、世帯主の方のお名前でお届けの届くこととなります。お届けは7月中旬を予定しています。

### ■平成23年度の税率

項目	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分※
所得割額(所得に応じて計算)	6.6%	2.2%	1.4%
資産割額(固定資産税額に応じて計算)	28.1%	10.7%	8.2%
均等割額(加入者数に応じて計算)	22,300円	7,500円	7,100円
平等割額(1世帯いくらかと計算)	21,300円	6,900円	4,200円
賦課限度額(上限額)	51万円	14万円	12万円

※介護保険分は45歳以上65歳未満の方が国民健康保険税に算入されます。

65歳以上の方は、それぞれ個人の年金から天引きされます。

### ■納付方法

納付方法は「納付書または口座振替による納付」と、年金の金額や国保加入者の年齢などにより該当する「年金からの天引き」があります。お届けした納税通知書でご自分の納付方法をご確認ください。「年金からの天引き」の方は、お申し出により口座振替に変更することができます(過去2年間、国保税の滞納がない方に限ります)。手続きについては、税務課までお問い合わせください。

### ■納付が困難なとき

特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにしないで早めにご相談ください。分割して納める方法や、場合によっては減免制度が適用になることもあります。

## 8月1日(月)は国民健康保険税・固定資産税・後期高齢者医療保険料の納期限です

### ■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)
国民健康保険税(普通徴収)	1期・一括納付	8月1日(月)
固定資産税	2期	8月1日(月) ※1期は5月31日(火)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	1期・一括納付	8月1日(月)
町県民税(普通徴収)	1期・一括納付	6月30日(木)
軽自動車税	全期	5月31日(火)

納め忘れはありませんか?

■次の税や使用料などの納付には、口座振替が利用できます。

- ①町税 ②簡易水道使用料 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥保育園保育料 ⑦児童クラブ利用料
- ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金 ⑪後期高齢者医療保険料

■口座振替を希望する方は、次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
- 秋田おぼこ農協 ○秋田ふるさと農協
- ゆうちょ銀行

※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

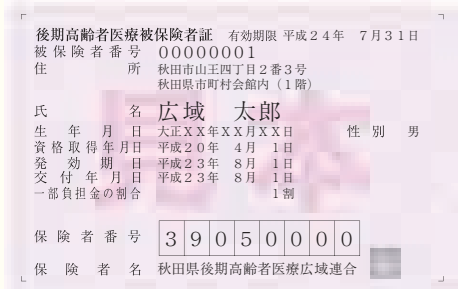
問い合わせ ● 町税務課 ☎0187(84)4902

## 後期高齢者医療の「保険証」が更新されます

### 8月1日に更新されます 後期高齢者医療の保険証

後期高齢者医療の「保険証」は毎年8月1日に更新されます。新しい保険証は7月下旬に送付されます。申請手続きの必要はありません。

8月1日以降は新しい保険証を使用してください。また、保険証は被保険者の所得に応じて自己負担割合が1割の場合と3割の場合がありますので、確認してください。



▲新しい保険証

#### 【現在使用している保険証】

有効期限●7月31日まで ※8月1日以降は使用できません。

#### 【新しい保険証】

有効期限●平成23年8月1日から

平成24年7月31日まで(1年間)

### 新規交付は申請してください

#### 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

平成22年の所得で世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1カ月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けられます。

現在、交付を受け、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方には、8月1日から有効となる新しい認定証を保険証と一緒に送付します。

なお、これまで交付を受けていない方は申請が必要です。新規に交付を希望する方は町福祉保健課医療保険班に申請してください。

## 後期高齢者医療の「保険料」が決定しました

### 7月上旬に送付します 後期高齢者医療保険料決定通知

平成22年中の所得に応じて確定した平成23年度の後期高齢者医療保険料を7月上旬に通知します。

保険料の納付方法は、特別徴収（年金からの徴収）と普通徴収（口座振替または納付書による徴収）があります。原則として特別徴収（年金からの徴収）になっていますが、口座振替に変更することができます。詳しくは町福祉保健課医療保険班までご相談ください。

### 所得に応じて軽減されます 平成23年度保険料軽減措置

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の基礎控除後所得に応じて納めていただく「所得割額」があります。

【均等割額】 38,925円

【所得割額】 基礎控除後の被保険者本人の  
総所得金額 × 7.18%

また、保険料は世帯主および被保険者の所得に応じて、右の表の通り軽減されます。

#### ■均等割額の軽減

※納付額は100円未満切捨て

世帯主および被保険者の 総所得金額の基準	軽減割合	軽減後の 均等割額
基礎控除額(330,000円)	8.5割	5,838円
被保険者全員の年金収入が80万円以下で、そのほか各所得がない	9割	3,892円
基礎控除額(330,000円) +245,000円×被保険者の数 (世帯主である被保険者を除く)	5割	19,462円
基礎控除額(330,000円) +350,000円×被保険者の数	2割	31,140円

#### ■所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等(基礎控除後)	軽減割合
58万円以下 (年金収入のみの場合は153万円~211万円以下)	5割

#### ■職場の健康保険等の扶養者であった方の軽減

該当する方の条件等	軽減割合	均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に職場の健康保険等の被扶養者であった方	9割	3,892円

※国民健康保険(国保)と国民健康保険組合(国保組合)に加入していた方は軽減措置の対象になりません。

問い合わせ●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907